(4) Delivery period :
① From 1 April 2018 through 31 March 2019
② (a) From 1 April 2018 through 30 June 2018
(b) From 1 July2018 through 30 September 2018
(c) From 1 October 2018 through 31 December 2018
(d) From 1 January 2019 through 31 March 2019
(5) Delivery place :
① Chiba Rosai Hospital
② Specified by the Obligating Officer
(6) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
① not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting,
③ have Grade A or B or C or D in "Sales of products" for participating in tenders by Ministry of Health Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Region,
④ meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify,
(7) Time-limit of tender :
① 12 : 00 PM 29 March 2018
② (a) 12 : 00 PM 29 March 2018
(b) 12 : 00 PM 11 June 2018
(c) 12 : 00 PM 10 September 2018
(d) 12 : 00 PM 10 December 2018
(8) Contact point for the notice : Procurement Section, Accounting Division, Chiba Rosai Hospital 2―16 Tatsumidaihigashi Ichihara-shi Chiba-ken 290―0003 Japan TEL 0436―75―7407

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
本入札公告に記載の工事は、技術資料（技術提案及び施工計画を含む）を共通化する２件の工事を対象に一括して公告し、技術資料（技術提案及び施工計画を含む）の提出を１つのみとし、審査を実施する一括審査方式の試行工事である。
本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。
なお、希望工事のみに申請書を提出することもできる。
平成30年２月７日
支出負担行為担当官
近畿地方整備局副局長　長田　　信
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28
①第19号　②第20号
1　工事概要
(1) 品目分類番号　41
(2) 工事名
① 大阪港北港南地区航路（－16m）附帯施設護岸(2)基礎工事（第１工区）(以下「工事①」という。)
② 大阪港北港南地区航路（－16m）附帯施設護岸(2)基礎工事（第２工区）(以下「工事②」という。)
(3) 工事場所　大阪市此花区夢洲東１丁目地先
(4) 工事内容　本工事は、航路浚渫に伴い発生する土砂の受入のための附帯施設（護岸）を築堤するものである。
(5) 工期　工事①及び工事②　契約締結の日から平成31年３月20日まで
(6) 使用する主要な資機材　ガット船、監視船、盛砂　１式、石材　１式
(7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年５月31日法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
(8) 本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
(9) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。
(10) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
(11) 本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。
(12) 本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式も可能とする。
(13) 本工事に係る開札は、平成30年度予算が開札日までに成立することを条件に行うものであり、開札日までに平成30年度予算が成立していない場合は、開札を延期又は取りやめる場合がある。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体(以下「経常ＪＶ」という。)若しくは単体有資格者であること。
なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。
(1) 予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令第165号）(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2) 近畿地方整備局における平成29・30年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。
(3) 近畿地方整備局における平成29・30年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては1,150点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては950点以上の者であること（会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては1,150点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては950点以上の者であること。）。
(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(3)の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
(5) 平成14年４月１日以降、競争参加資格確認申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引き渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること。なお、経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが同種工事の施工実績を有していればよい（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。